

【卸売販売業】変更の届出について（那覇市保健所）

令和7年2月

- 届出事項に変更がある場合、下記のとおり届出が必要になります。
- 許可証の記載事項に変更が生じる場合には、許可証書換え交付申請を行うことができます。
- 届出期限を超えた場合は、遅延理由書の添付が必要です。

【根拠法令】

医薬品医療機器等法第38条第2項において準用する法第10条第1項

【届出が必要な事項】

- 変更後の届出事項（以下の事項を変更した場合、変更後30日以内に届出が必要）
 1. 開設者の氏名又は住所（開設者が法人であるときは、その業務に責任を有する役員の氏名も含む）
 2. （開設者が法人の場合）薬事に関する業務に責任を有する役員
 3. 営業所の名称
 4. 管理者（管理薬剤師）の氏名又は住所
 5. 構造設備の主要部分
 6. 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
 7. 当該営業所において併せ行う医薬品販売業その他の業務の種類
 8. 放射性医薬品を取り扱うときは、取り扱う放射性医薬品の種類
 9. 住居表示の変更に伴う営業所所在地の変更

【提出書類等】

用意部数：1部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参して下さい。）

1. 変更届書（様式第六）
2. 添付書類 ※変更前後の書類を添付して下さい。
 - (1) 開設者の氏名又は住所
 - 個人の場合：戸籍謄本（抄本）
 - 法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）
 - (2) （開設者が法人の場合）薬事に関する業務に責任を有する役員
 - ・登記事項証明書（履歴事項証明書）
 - (3) 営業所の名称
 - 添付書類なし

(4) 管理者（管理薬剤師）の氏名又は住所

（管理者が変更する場合）

- ・ 雇用契約書の写し（原本持参）又は使用関係証明書
- ・ 薬剤師免許証の写し（原本持参）

（婚姻等で氏名が変更した場合）

- ・ 変更内容が確認できる書類（例：戸籍謄本等の提示）※確認後返却します。

（住所変更した場合）

添付書類なし

(5) 構造設備の主要部分

- ・ 構造設備概要
- ・ 平面図（変更前後）

(6) 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

添付書類なし

(7) 当該営業所において併せ行う医薬品販売業その他の業務の種類

添付書類なし

(8) 放射性医薬品を取り扱うときは、取り扱う放射性医薬品の種類

添付書類なし

(9) 住居表示の変更に伴う営業所所在地の変更

- ・ 変更内容が確認できる書類（例：住居表示変更証明書）

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務・生活衛生グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝祭日はお休みです。